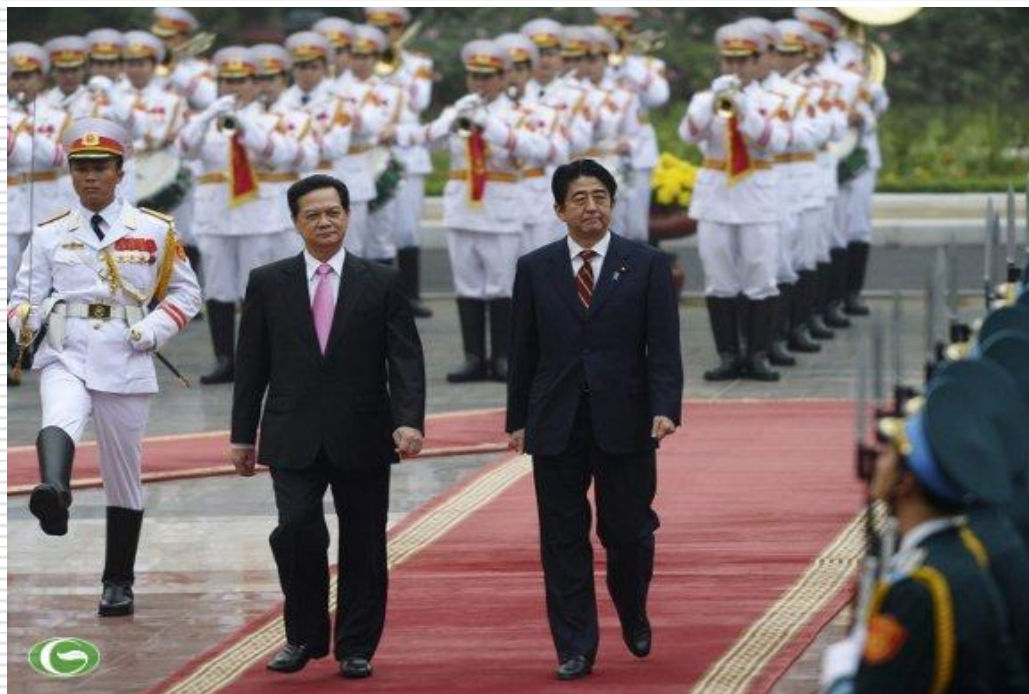


ベトナムにおける日本からの直接投資(FDI) 及びFDI誘致に対する対策



ド・ニャット・ホアン

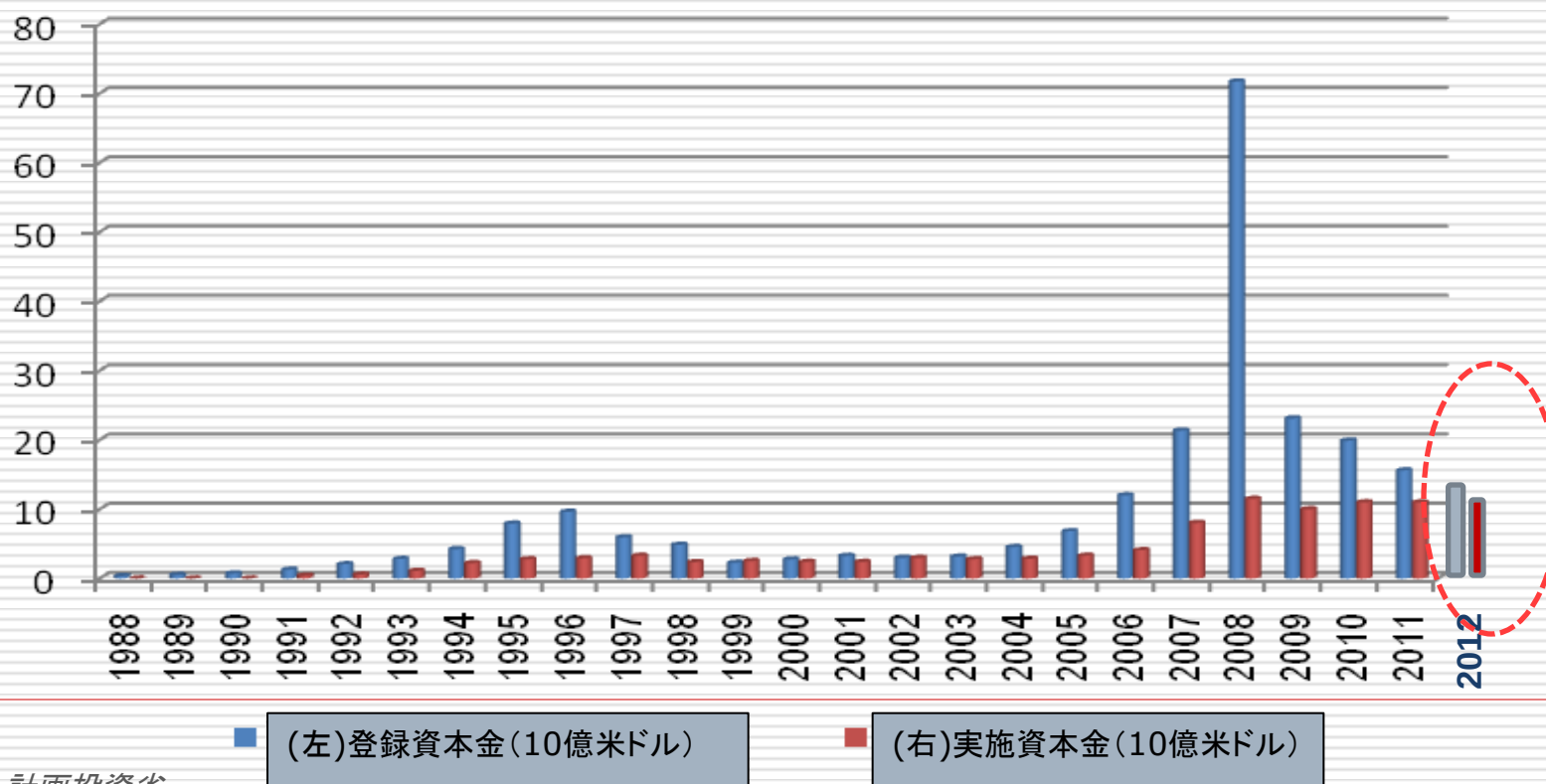
ベトナム計画投資省外国投資庁 長官

-
- I. FDI、及びベトナムにおける日本のFDIの概要**
 - II. 投資優遇措置**
 - III. 投資促進、及びベトナムへの日本からの投資誘致の方針**
 - IV. 経済発展政策**

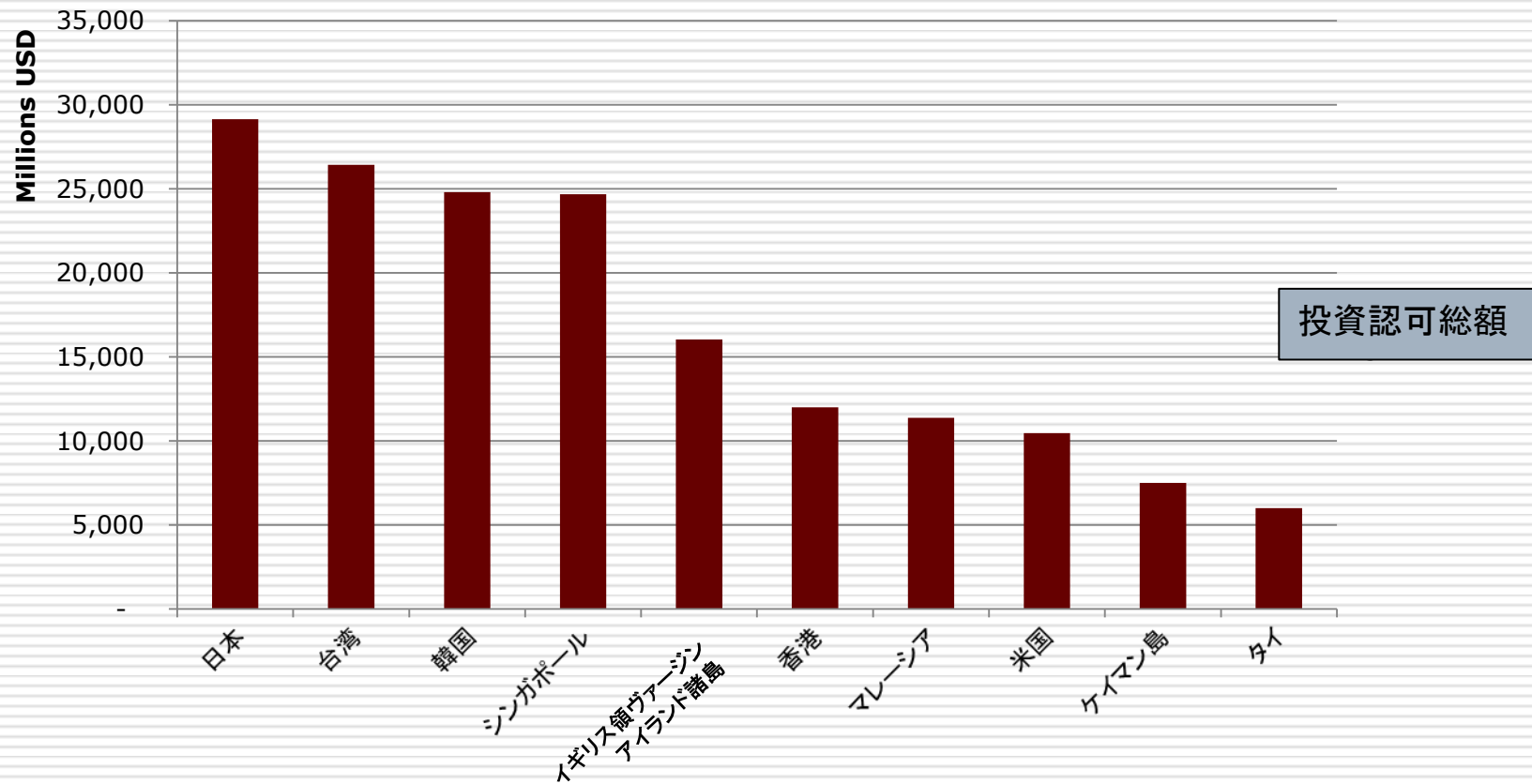
I. ベトナムへの海外直接投資(FDI)の概要



- ❖ 1988年から2012年まで、FDIのプロジェクトは **14,489件**。そのうち、登録資金は2,136億ドル。近年の実施資本金は**105億米ドルから110億米ドル**まで。
- ❖ 2012年(12月15日現在): 登録資本金は **130億米ドル**。実施資本金は **105億米ドル**



ベトナムへの最も大きな投資国

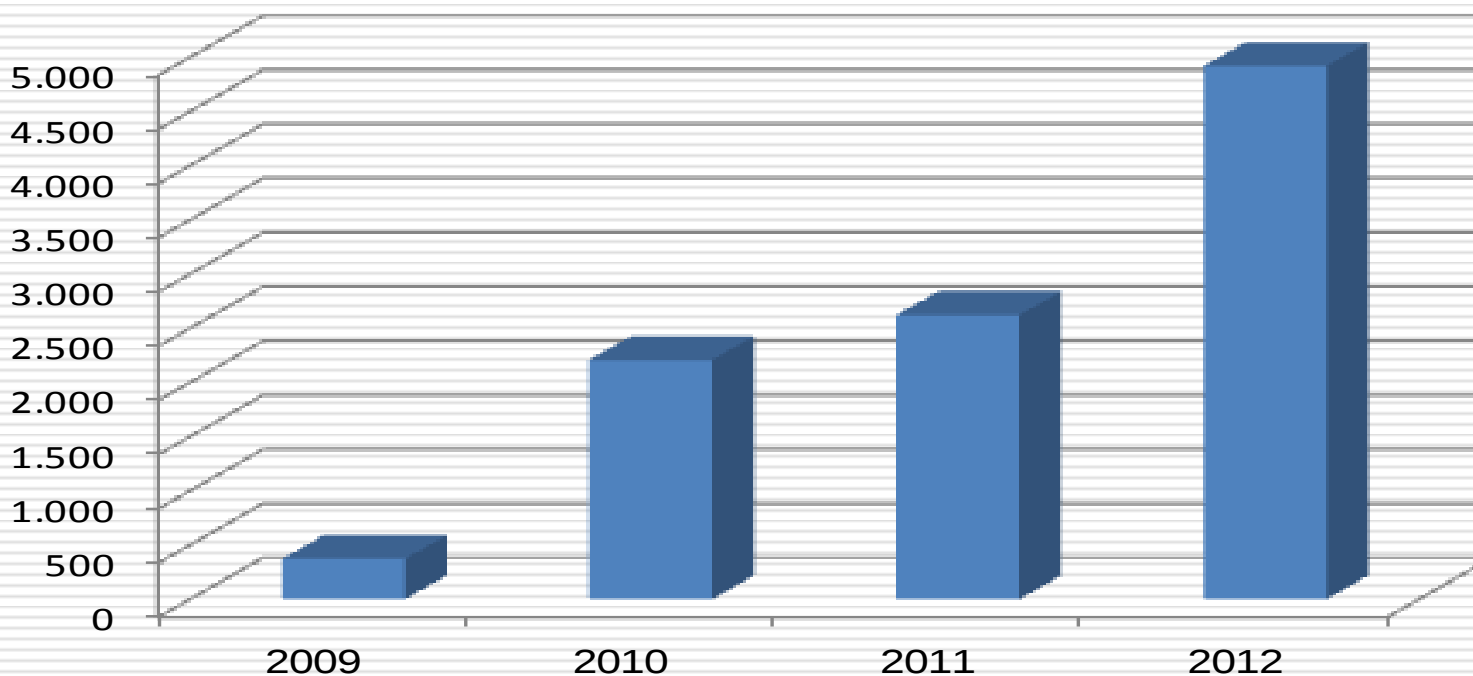


日本からベトナムへの投資

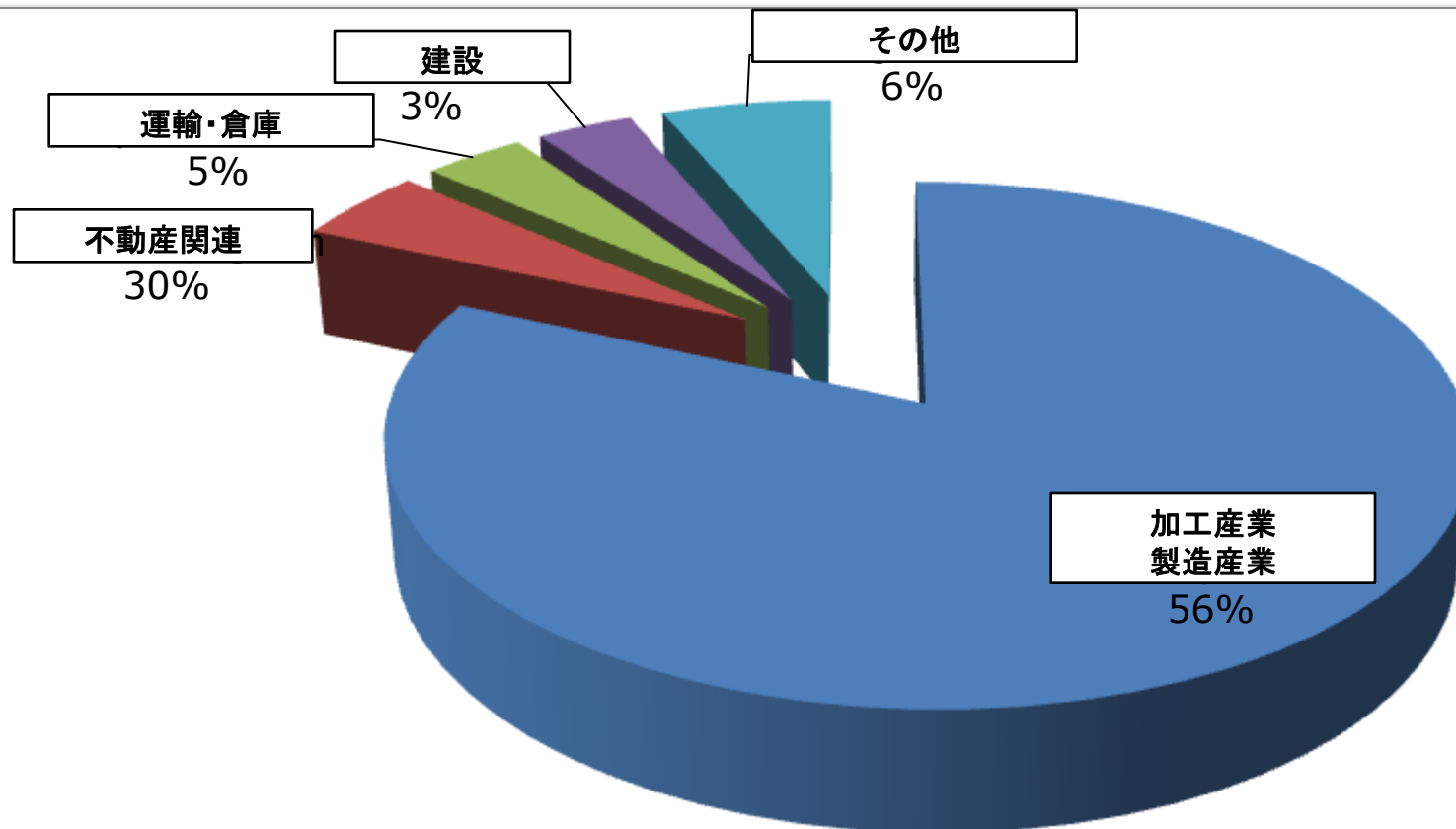


10億米ドル

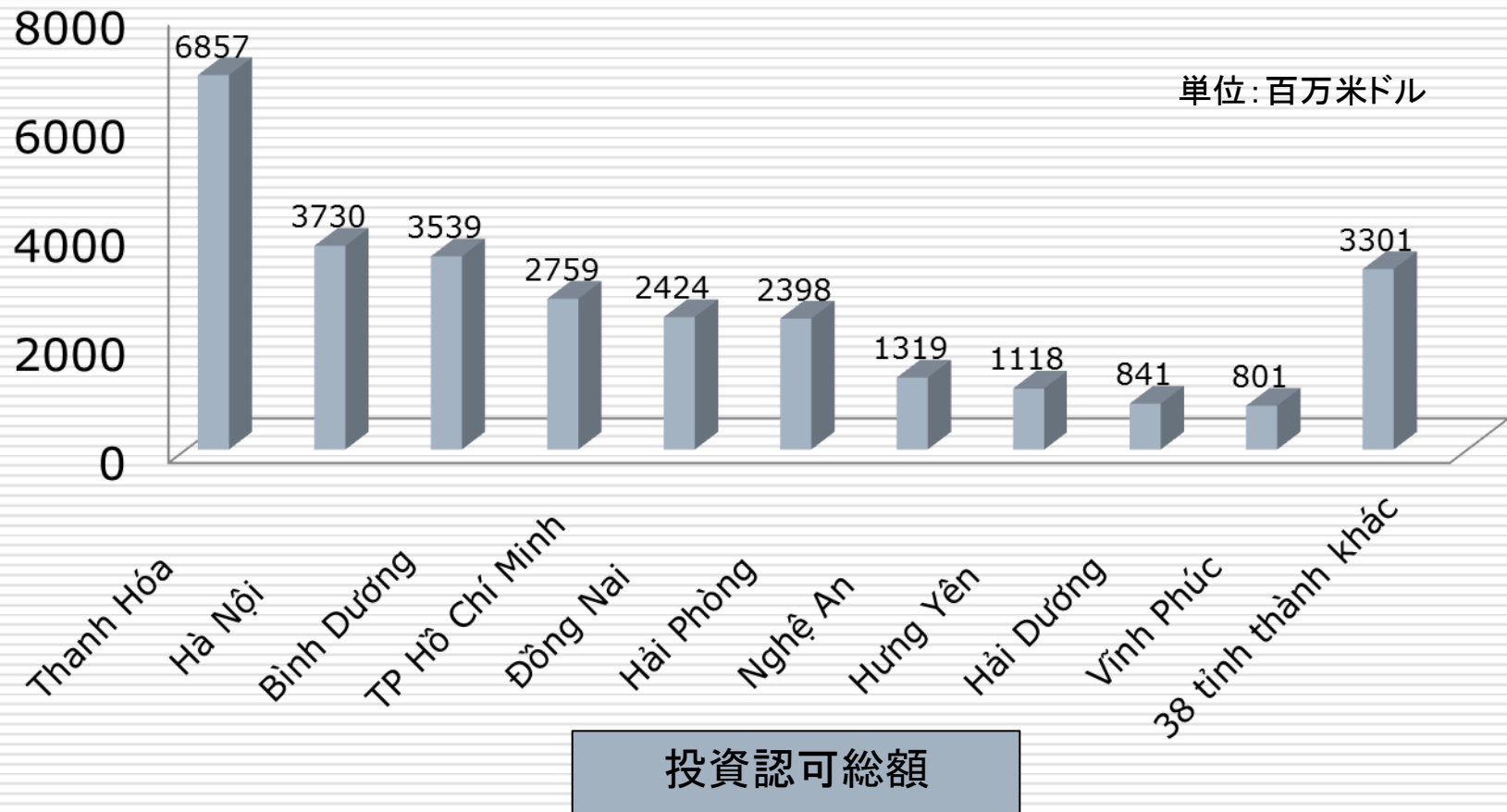
2009 - 2012



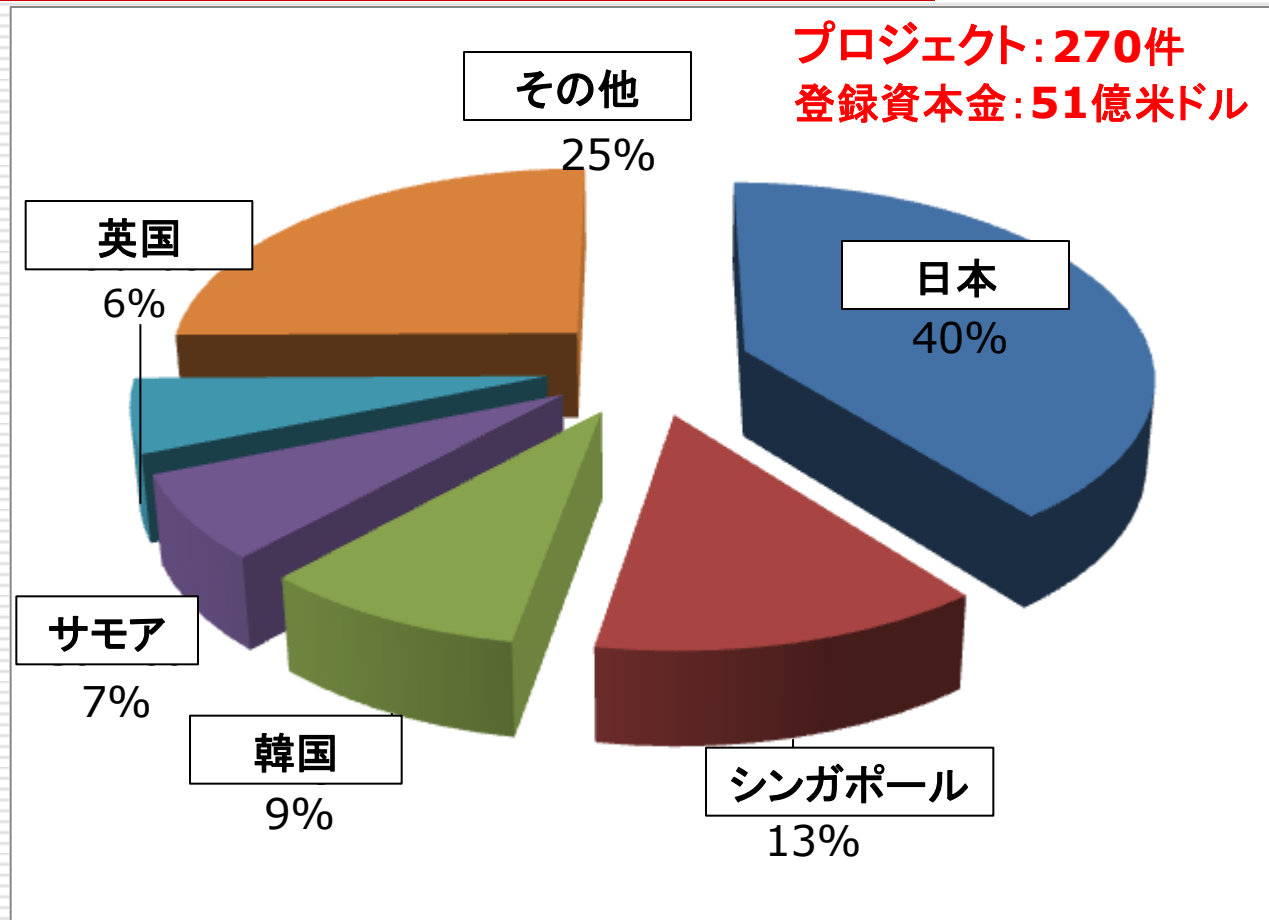
ベトナムへの日本からの直接投資（分野別）



ベトナムへの日本からのFDI (地域別)



2012年のベトナムへの日本のFDI



II. 投資優遇措置

1. 投資奨励分野
2. 投資奨励地域
3. 税金の優遇
4. 土地の優遇
5. 投資優遇政策に対する提案
6. 近隣国と比較

奨励分野



1. 新素材、新エネルギー、ハイテク製品、バイオテクノロジー製品、製造機械の生産。
2. 農林水産品の養殖・加工、製塩、人工家畜種・種苗の開発、新規家畜種・種苗の開発
3. ハイテク、現代的な技術の活用、環境生態系保全、ハイテク開発・インキュベーション

奨励分野(続き)

4. インフラ建設・開発、その他重要案件
5. 教育、人材育成、医療、スポーツ事業
6. その他の分野（インターネット接続、公共運輸、法律顧問、基礎化学、紙、繊維、皮革）

投資奨励地域



1. 経済社会的な条件が特に困難な地域
2. 経済社会的な条件が困難な地域
3. ハイテクパーク、経済区
4. 工業団地

法人税に関する優遇装置

1. 二段階の優遇税率:

■ 10%:

- 15 年間 (特に困難な地域、ハイテクパーク等)
- 30 年間 (特別投資誘致分野)
- 全事業期間 (教育、医療、文化)

■ 20%:

- 10 年 (困難な地域)
- 全事業期間(農業、サービス協同組合、人民信用基金)

2. 優遇期間終了後の標準税率(CIT):25%

- 税額減免措置: 投資優遇分野と投資優遇地域を対象に実施。最初の4年間は税額免除。次の9年間は税額の50%を減税。

優遇法人税率

税率	期間	ハイテク、 インフラ、 ソフト開発	ハイテク、 インフラ、 ソフト開発 (特別奨励 分野)	教育、 職業訓練、医 療、 文化、 スポーツ	農業、サー ビス共同組 合、人民信 用基金	困難な地 域	特に困難な 地域、 経済区、 ハイテクパ ーク
20%	10年					○	
20%	全事業期 間				○		
10%	15年	○					○
10%	30年		○				
10%	全事業期 間			○			

法人税額減免措置

免税 (年数)	減額 50%	困難な地域、特に困難な地域における民間活力導入事業	経済区、ハイテクパーク	ハイテク、インフラ、ソフト開発	教育、職業訓練、医療、文化、環境	困難な地域、特に困難な地域以外における民間活力導入事業	困難な地域における事業
4年	9年	○	○	○	○		
4年	5年					○	
2年	4年						○

輸入関税免除措置

1. 投資奨励案件における固定資産を形成するために輸入される機械、資材、専用運送手段などの輸入関税
2. 国内で生産できない物資
3. ホテル、オフィス、住宅、スーパーマーケット、ゴルフコース、娯楽施設、病院、教育、文化、金融等政府の指定するリストに基づく設備の初回輸入分
4. 特に奨励される投資分野、社会経済的に特に困難な地域における投資にかかる原料、物資、部品について生産開始時より5年間輸入関税免除

土地賃料免除・減免措置

減免措置が適用される案件リスト	免除期間
投資奨励分野	3年
社会経済的に困難な地域	7年
社会経済的に特に困難な地域、もしくは社会経済的に困難な地域における投資奨励分野	11年
社会経済的に特に困難な地域における投資奨励分野	15年

将来の優遇措置に関するアイデア

- ❖ 工業区に対する税の優遇措置の修正
- ❖ 裾野産業に対する優遇措置
- ❖ 拡大、普及の可能性のある分野や産業に対する優遇を強化。
- ❖ 再投資に対する税の優遇措置

他の国との比較

	項目	Indonesia	Myanmar	Thailand	Vietnam
1	企業収入税	25%	25% (from 2013)	20% (from 2013)	22% (20% (中小企業) From July 1 st 2013)
2	生活費用	94 (Jakarta)	-	121 (Bangkok)	121 (Hanoi)
3	土地・賃貸期間 (年 + 最大の期限延長)	25 (+20)	30 (+30)	30 (+ 30)	50 (+ 20)
4	投資の申請手続き 発給の地方代行、投資優遇審査	レベル分け 無し BKPM	レベル分け 無し (投資委員会)	レベル分け 無し (BOI)	レベル分け
5	投資の申請手続き ライセンス	ライセンス 2枚	ライセンス 1枚	ライセンス 1枚	ライセンス 1枚

III. 海外からFDIの誘致方針

1. 1番目: 地域又国家戦略に適当なハイテクプロジェクト、環境にやさしい事業又は国際的な競争力を持つ製品のプロジェクトを優先的に誘致する
2. 2番目: 強い国際競争力製品と大手製造拠点建設プロジェクトの優先的誘致、部品などを提供する中小企業と裾野産業を発展させる
3. 3番目: 低賃金労働力多量使用産業から熟練労働採用産業へ移転する

III. 日本からの外国直接投資を促進するための改善方法



- ❖ 日本の各地方、各経済団体、協会との関係の強化。
- ❖ 日本の投資家別に対する支援の形をジャパンデスクや愛知サポートデスクを活用し、効果的に実施。
- ❖ 日本の中小企業の特徴・要求に適用できる生産施設を整備。
- ❖ ベトナムの投資促進を宣伝する日本語版サイトの質を改善。
- ❖ 投資の許可を得た企業に対するスムーズで効果的な操業ができるよう支援。
→現場の投資促進。

IV.経済の改善のための政策



企業への支援政策

1. 付加価値税(VAT)、法人税の納税期間延長、優先分野の企業と個人の土地税の減税又免税、環境税返金
2. 法人税の20%に減税手続きを促進すること
3. インフレ率により銀行貸出利口率も削減すること。農業分野、輸出品生産企業と裾野産業の中小企業への貸出を優先する

IV.経済の改善のための政策



FDIの環境の改善方法

1. 投資優遇の政策を修正
2. 投資促進事業を改善。
3. 輸入した機械・設備の検査、及び環境に関する規定を立案。
4. 投資許可書の発行後の国家レベルの管理を効果的に強化。
5. 投資のプロジェクトの質と効果を向上。
6. 資金調達を促進。
7. 法律上の規定と政策を立案。
(2014年に国会に投資法、企業法を提出し、承認を申請する)
8. 政策に関する対話を効率良く行う。
9. 外国投資に関する情報システムを整備。

参考情報ウェブサイト一覧

Website	Administrative Offices
www.chinhphu.vn	Government web portal of Vietnam
www.mpi.gov.vn	Ministry of Planning and Investment
www.fia.mpi.gov.vn	Foreign Investment Agency
www.gso.gov.vn	General Statistics Office of Vietnam
www.khucongnghiep.com.vn	Vietnam Industrial Parks
www.dauthau.mpi.gov.vn	Public Procurement Information
www.moit.gov.vn	Ministry of Industry and Trade
www.mof.gov.vn	Ministry of Finance
www.vietnam.e-regulation.org	Investment Procedures in Vietnam

外国投資庁投資促進センター



Foreign Investment Agency

6B Hoang Dieu Street, Hanoi

Tel: 84.8048461 Fax: 844.37343769

Website: <http://fia.mpi.gov.vn>

Investment Promotion Center – North Vietnam

65 Van Mieu, Hanoi

Tel: 844.38458149 Fax: 844.38437927

Website: <http://ipcn.mpi.gov.vn>

Investment Promotion Center – Central Vietnam

103 Le Sat, Hai Chau, Da Nang

Tel: 84511.3797689 Fax: 84511.3797679

Website: <http://centralinvest.gov.vn>

South Foreign Investment Center

178 Nguyen Dinh Chieu, Ho Chi Minh City.

Tel: 848.39306671 Fax: 848.9305413

Website: <http://sfic.vn>



ご清聴有難う御座います!
